

「警報」が発表された時の対応について

2020.7.9

「大阪市」又は「大阪府全域」に

暴風警報 または 特別警報(大雨、暴風、波浪、高潮)

が発表されたときは、以下のようになります。

- ① 6:00 の時点で、「警報」解除または「警報」が出ていない。
⇒ 平常通りの実施
- ② 6:00 には「特別警報」または「暴風警報」・「暴風雪警報」が出ていたが、7:00 には解除されていた場合
⇒ 9:30 始業とする。
- ③ 7:00 には「特別警報」または「暴風警報」・「暴風雪警報」が出ていたが、8:00 には解除されていた場合
⇒ 10:30 始業とする。
- ④ 8:00 には「特別警報」または「暴風警報」・「暴風雪警報」が出ていたが、10:30 には解除されていた場合
⇒ 13:15 始業とする。
- ⑤ 10:30 の時点で「特別警報」または「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表されているとき
⇒ 臨時休校

(注意)

- 1 他の警報(大雨・洪水・大雪・波浪・高潮)は、原則として対象としない。
- 2 「警報」の発表・解除の時刻は大阪管区気象台の発表文による。
(テレビ画面などに情報が現れた時刻ではありません。)
- 3 気象情報は、テレビのデータ放送、インターネット、携帯電話などを利用して入手すること。
(学校への問い合わせはしないこと)
- 4 「警報」は市町村ごとに発表されます。「大阪市」には発表されず、居住地域に「警報」が発表された生徒については②～④の「始業とする」を「までに登校する」と読み替え、④、⑤の「臨時休校とする」を「自宅待機すること」と読み替える。
②～⑤の措置で生じた欠課欠席は、確認の上、出席として扱う。
- 5 増水した河川などに近づかないこと。

※本校のホームページの情報を常に確認してください